

平成 29 年 2 月 13 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会について
(2) 平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
(4) 平成 29 年第 1 回議会報告会実行委員会について
(5) 閉会中の所管事務調査について
(6) その他

- 2 調査の経過 2 月 13 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとし、質疑の方法は事前通告制で、通告期限を 3 月 1 日正午とした。
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、取り扱いを協議した。
平成 29 年第 1 回議会報告会実行委員会については、平成 28 年と同じ実行委員で運営することとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会について
- (2) 平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- (4) 平成 29 年第 1 回議会報告会実行委員会について
- (5) 閉会中の所管事務調査について
- (6) その他

2 日 時 平成 29 年 2 月 13 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 渡辺一美

6 説明員 佐藤市長、角家総務課長、堀沢財政課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 渡辺一美委員から欠席の届出がありました。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1)付議事件について、執行部から説明をお願いします。

堀沢財政課長 まず、付議事件番号 1 番から 15 番の予算関係議案について、ご説明いたします。事件番号 1 番から 6 番につきましては、各会計の今年度補正予算の可決をお願いします。1 番の平成 28 年度魚沼市一般会計補正予算第 5 号につきましては、歳入では市税の増や、3 度目になります、ふるさと寄附金の追加計上、歳出では、過疎債の二次配分による、市道整備事業（小出病院前通り線）、かたくり再生整備事業の増のほか、年度末に伴う各事業の完了実績または見込みから所要額の調整を行うものです。次に、2

番の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、事業勘定におきまして、年度末の実績見込みにより過不足の調整を行うものであり、一般被保険者一人当たりの療養給付費保険者負担分が増加の傾向にあることからの増額、国保加入者数の減少に伴い、後期高齢者医療制度に対して若人による支援金の大幅な減などになります。直営診療所施設勘定においては、予算総額は変わらず、予算の組みかえとなります。3番の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、当初予算で保険料率の見直しを予定していましたが、据え置きとしたことにより、歳入では医療保険料の減額や、前年度療養給付費負担金精算による財源充当に伴う一般会計繰入金金の減、歳出では広域連合納付金の減額などを行うものです。4番の介護保険特別会計補正予算第2号は、平成29年4月実施分の保険料関係の所得指標の見直しによるシステム改修費用の追加、決算見込みによる職員給与費の減額等を行うものです。次に、5番の工業団地造成事業特別会計補正予算第2号は、水の郷工業団地用地の今年度中の売却見込みがないことからの減額、第2期造成地の用地取得費など、実績見込みに伴う減額を行うものです。6番の病院事業会計補正予算第2号は、29年3月末で堀之内病院療養病棟を閉鎖することに伴い、入院患者数の調整を行っていることから、医療公社への補助金を追加、小出病院開院時に購入の医療機器に対する起債の本借り時期がずれ込んだことによる、企業債償還元金の減額などを行うものです。続きまして、事件番号7番から15番につきましては、新年度予算であります。平成29年度魚沼市一般会計予算、4つの特別会計予算及び4つの企業会計予算を合わせて9件の各会計新年度予算の審議をお願いするものであります。以上、現年度補正予算及び新年度各会計予算の上程議案の説明といたします。

角家総務課長　引き続き事件番号の16番から、私のほうで説明させていただきます。事件番号16番、魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、特定個人情報の利用を促進する番号法の改正に伴い、番号法の用語を引用している本条例で使用する用語定義の改正など所要の改正を行うものです。17番、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、平成28年人事院勧告のあった育児休業法改正の意見申出、及び勤務時間法改正の勧告に基づき、育児休業等の対象となる子供の範囲の見直しや、介護休業の分割取得など、所要の改正を行うものです。18番、魚沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、非常勤特別職のうち選挙事務関係職員の報酬等を定めている国の選挙の執行経費基準に関する法律の改正に伴い、条項のずれの改正を行うものです。19番、魚沼市墓地条例の一部改正については、今年度、斎場周辺に整備した墓地施設の供用開始に伴い、墓地名称の追加及び使用料の制定等の所要の改正を行うものです。20番、魚沼市斎場条例の一部改正については、同じく、今年度斎場周辺に整備した小動物墓、ペット霊園、墓地公園の供用開始に伴い、施設の追加及び使用料の制定等、所要の改正を行うものです。21番、魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、新年度から、市民課市民相談センター内に魚沼市消費生活センターを設置することとし、消費者安全法第10条の2により所要の規定を制定するものです。22番、魚沼市保育園条例の一部改正については、新年度から、つくし保育園ひかり分園を廃止することについて、所要の改正を行うものです。23番、魚沼市子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正については、新年度より、子どもの医療費等の助成対象者を、原則、中学生から高校生までの子供に引き上げて、子育て支援を拡大すること

とし、所要の改正を行うものです。24 番、魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正については、新たに、妊産婦に係る医療費助成の適用範囲を拡大し、安心して出産できる環境を整えるため、所要の改正を行うものです。25 番、魚沼市介護保険条例の一部改正については、平成 29 年度から、介護保険料の算定に用いる合計所得金額について、譲渡所得に係る特別控除後の金額を所得指標とすることとして、所要の改正を行うものです。26 番、魚沼市学校給食センター条例の一部改正については、湯之谷学校給食センターの移転に係る、位置の変更を行うものです。27 番、魚沼市立学校施設使用料条例及び魚沼市体育施設条例の一部改正については、湯之谷小学校が 4 月に移転開校するにあたり、同校体育館とグラウンド、及び現井口小学校の体育館とグラウンドの、学校開放施設または社会体育施設としての活用について、使用料等の所要の改正を行うものです。28 番、魚沼市重要文化財建造物保存基金条例の制定については、目黒邸及び佐藤家など国指定となっている重要文化財建造物等の管理保存の安定的財源確保を目的とした基金を創設するものです。29 番、魚沼市特別会計条例の一部改正については、湯之谷歯科診療所及び福山へき地出張診療所の廃止に伴い、診療所特別会計を廃止するものです。30 番、魚沼市病院事業の設置等に関する条例及び魚沼市診療所条例の一部改正については、新年度からの医療再編に伴い、所要の改正を行うものです。31 番、魚沼市医師等就学資金貸与条例の一部改正については、市内医療機関への医師、看護師等の確保を推進するため、修学資金貸与返済要件の見直しなど、所要の改正を行うものです。32 番、魚沼市公営企業の設定等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正については、湯之谷簡水と箕和田小規模水道の統合、及び須原簡水と上条地区簡水の給水区域の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。33 番、魚沼市ガス供給条例の一部改正については、原料ガス卸価格体系の改正とガス従量料金及び原料費調整制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。34 番、市道路線の変更については、一級河川芋川の竜光地内築堤工事に伴う竜光 28 号線ほか 1 路線の延長等変更について、道路法第 10 条第 3 項に基づき、議会の議決を求めるものです。35 番、人権擁護委員候補者の推薦については、任期满了に伴い退任となる人権擁護委員の後任候補者の推薦について、議会の意見を求めるものです。36 番、教育委員会委員の任命については、平成 29 年 2 月 24 日をもって任期满了となります教育委員の後任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。37 番から 55 番の農業委員会委員の任命については、平成 29 年 7 月 23 日を以て任期满了となる農業委員会委員、現在 28 名の、新たな任命にあたり制度が変わり 19 名のそれぞれ、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。続きまして、市長の提出事件の追加予定の案件について説明します。和解及び損害賠償の額を定めることについての提出予定がありますので、よろしく願いいたします。

佐藤市長 追加予定であります、副市長と教育長及び教育委員の人事案件を提出できるような状況になりましたら、また、議会運営委員会に諮らせていただきたいと思います。この会期中に、もし出てきましたら追加案件とさせていただきます。

森島委員長 ただいま説明のあった付議事件について、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終了します。ただいま説明のあった、市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議ないものと認めます。よって、市長提出事件については、受けることに決定しました。次

に議長受付事件について、説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （別紙「平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明）

森島委員長 ただいまの議長受付事件について、質疑はありませんか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。ただいま説明のありました議長受付事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。（異議なし）異議ないものと認め、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。次に、(2) 付議事件の取り扱いについて審議願います。市長提出事件及び議長受付事件についての説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （別紙「平成 29 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取り扱いにより説明）

森島委員長 ただいま説明のありました付議事件の取り扱いについて質疑はありませんか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりとすることで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとしたいものです。

森島委員長 質疑ありませんか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（2）平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について

森島委員長 日程第 2、平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （別紙「平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について（案）」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）ないので、これで質疑を終わります。審査方法については、平成 29 年度魚沼市各会計予算の審査について(案)のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩（10：27）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：28）

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。本件については以上といたします。日程第3、日程第4、日程第5については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第6、その他を先にし、その後に、日程第3、日程第4、日程第5を協議することに、異議ありませんか。(異議なし) それでは、そのように進めさせていただきます。

(6) その他

森島委員長 日程第6、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

角家総務課長 予算執行の取り扱いについて、あらかじめ議会にご報告、説明をさせていただきたい点がございましてお願いいたします。職員の振替休暇の未消化分の取り扱いについてです。一昨年、近隣市でも同じような事案が発生し、魚沼市では12月の段階までに調査をさせていただきました。過年度において、未消化分があり執行が難しい状況となっております。この件につきまして過去2年分、27年、26年分について、今年度の既決予算において、時間外手当により整理をしたいと考えております。内容説明については、本議会の開会前に全員協議会において説明をさせていただきたいと考えております。日程につきましては、この後、議会事務局に調整をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

森島委員長 今ほど、総務課長から振替分の未執行分、26年、27年度のことについてお話がございました。これも法律等があるかと思えます。各款すべてになるかと思えますので、特に過年度分ということですので、全員協議会の中で質疑をしたほうがよろしいのではないかと思いますので、議長のほうに議運として申し入れさせていただくことでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) そのように進めさせていただきます。総務課長のほうでは説明のできる資料をお願いしたいと思いますし、日程については、局長から議長と調整をしていただきたいと思います。執行部からは、ほかにありませんか。(なし) 委員の皆さん方から執行部に質疑はありませんか。(なし) ないようですので、執行部はここで退席をお願いします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:32)

執行部退席

再 開 (10:34)

(3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。日程第3、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。本件につきましては、1月11日開催の議会運営委員会で、県内市議会の動向が一定程度、確認できた後に、再度、議会運営委員会で協議することとし、今2月定例議会へ先送りとされたものであります。配布の資料が

ありますので議会事務局長より説明を求めます。

櫻井議会事務局長 お手元に配布の資料により説明させていただきます。1枚目は、全国市議会議長会から各市議会議長へ届いた依頼文です。この間の全国的な取り扱いの結果が来ておりますので貼付してあります。別添と書いてあるものです。全国の市区数814団体のうち、議決をされた市区数が283団体という状況になっております。これはあくまで市のレベルです。もう一枚、新潟日報の新聞記事のコピーを資料として入れております。これは1月16日に日報が特集的に大きく取り上げたものです。この中では、全国では871の市区町村議会が意見書の提出を可決している状況です。29都道府県議会と8政令市を含むということで、町村議会も含んでおります。このうち新潟県関係は長岡、上越、柏崎、阿賀野の4市議会と、聖籠、田上、出雲崎、湯沢、弥彦、刈羽、関川、粟島浦の8町村議会という状況です。先般、東京において全国市議会議長会の評議員会が行われまして、議長と参加させていただきましたが、その段階での資料がこれと同じものが出ていました。その後の取りまとめは、まだされていない。1月議会までに議決されなかった市区町村が、県内市もそうですが、動向としては次の議会に送られているところも多数あると聞いております。結果、2月議会が終わらないので、その集計が出てきていないということだと思います。いろいろな理由がありますが、なぜ、地方議会議員の厚生年金加入を求めているかということですが、昨今の選挙結果を見ても無投票が目立つようになり、議員という職へのなり手不足を人材確保というような観点から、きちんとした職域で、議会議員としての職域の中でもほかのサラリーマンと同じような年金制度が必要ではないか、それがなくなることによって将来への不安があるので、なかなか、なり手がいないのではないかなというところから、この加入の促進、加入ができるようにという動きが出てきていると聞いております。また、議会議員が厚生年金に加入することが特権的ではないかという報道がされておりますが、これについて議長会では、民間のサラリーマンが加入する既存の厚生年金への加入を求めているもので、特別な年金をつくっているわけではない。旧来の廃止になった議員年金制度は3期で年金受給権が発生する特権的な年金制度だったんですが、そうではないという見解を持っておられます。議会議員が厚生年金に加入することに公費負担がどのくらいの額かということについては、新聞では200億円の公費負担と書かれておりますが、議長会では平成21年度推計値に基づく試算としては、毎年度、約170億円の公費負担が必要になるということになっております。公費負担といわれておりますが、これは厚生年金ですから事業主負担ということになります。加入期間については、議員として在職している期間は70歳に達するまで厚生年金に加入して、保険料を納付する必要があります。この制度を使いましょうということではなくて、この年金制度に入りましょうという、その意見書を今とられていますから、具体的に何年たったらいくら給付がありますというような資料はまだ配布になっておりませんが、議長会としては、職域の議員というところのなり手を確保する、人材育成をするというところを強く勧めているように思います。今回、意見書の提出についての再度の依頼が来ていることも付け加えさせていただきます。

森島委員長 今ほど局長のほうから説明がありました。このことについて質疑等はありませんか。(なし)先般、会派代表者会議で協議された結果を、議長から私のほうにいただいておりますので、皆さん方にご報告させていただきます。意見書の提出については、1番目、任期中は先送りをする。2番目として、2月議会で発議とし最終日提案・採決とする。

3番目は、取り上げない、意見書は提出しない。4、その他ということで協議されました。各会派の考え方ですが、創生市民の会は、2月議会で発議とし、最終日提案・採決とする。しんせいクラブは、2月議会で発議とし、最終日提案・採決とする。政策クラブかけはしは、2月議会で発議とし、最終日提案・採決とする。日本共産党は、任期中は先送りする。新魚沼クラブは、任期中は先送りする。と、各会派の発言がございました。ということで、議長から最終的には議会運営委員会で審議していただきたいということで、きょうに至ったわけでありまして。そのことを踏まえながら、各委員からご意見を承りたいと思います。

大屋委員　12月定例会は、いろいろ会派代表者会議でも先送りしたほうがいいんじゃないかというような意見も多かったのですが、出なかったんですが、次期の6月選挙があって、その後の新しい人に預けるのもどうかと思いますので、2月定例会でひとつ賛否を問うて決着をつけたほうが良いと私は思います。

遠藤委員　先ほど、配布になった資料を見ましても、なかなか各自治体の中でも二の足を踏んでいる状況が見えるということでありまして、これ上がって、議長会の中で決されたものでありますので、その組織であります地方議会といたしましても、何らかの形でこのことについては取り組む時期が本当に必要なんだろうと思っておりますし、今後の担い手のことについては、まさにそのとおりだなという感じがいたしておりますが、やはり各自治体とも財政事情ですとか人口動向等、いろんなことで考慮していかなければならん部分も見えているわけでありまして。新聞もだいぶ不評ということで、厳しい声があるというような話もある中で、ここは今一度、意見書の内容を精査した中で回答していくべきだろうということでありまして。特に魚沼市近隣、新潟県内につきましては4市ということで、小千谷の市議会議員さんにも問い合わせたんですけど、なかなかほかで動きが見えない中で声が出しづらいという話もあったわけでありまして、やっぱり慎重になることと、また次期、新しい形での議員さんが入ってきた中で、このことを取り上げていくということも大事なのかなという感じもいたしますので、やっぱり私どもの会派、もう一度相談をいたしましたけど、継続とし、次期の9月あたりできちんと話を出したらどうかという話であります。

岡部委員　私も、議員という職が各地域において必要な人材ということ、私は日ごろからうたっているわけなので、今、なかなか手がいないとか政治に興味がないという中で、人材を確保していかなきゃいけない、そのためには制度、仕組みというものをつくってやらないとだめだなというふうな感じがしています。そういう中で、今いろんな年金の仕組みの歪みとかあったりするの承知しているんですけども、これから若い人たち、次の人たちを確保するためには、やはりそういう仕組みが必要だろうなというふうに思います。今回、きょうの議運で決めるという形ではなく、きょう欠席の委員もいますので本会議の中で、いろいろ議論した中で、これは先送りするのではなくて、難しい決断かもわかりませんが、この2月定例会である程度結論を出していくという、先ほどの大屋委員の考え方も、反対というか慎重にして先送りがいいんじゃないかという意見だったんですけど、次に託すのではなくて、今のわかっている人たちで決めたほうがいいんじゃないかという意見もありますので、それに従って喧々譁々やった中で、2月の議会で決めていくというような形がいいんじゃないかというふうに思っております。

本田委員　私、先送りするべきだと思います。まず、ひとつ、手順的に市民からの意見というのを広く広報公聴していくべきだというふうに思っております。そういった意味では議会報告会の議論のあつてしかるべきだと思います。それが不在の中で議員同士の中で結論を先に持っていくというのはいかかなものかというふうに考えております。そして、この意見書の出発地点、まず、なり手不足というところから入っておりますが、なり手不足というのは、厚生年金云々入るとか、そういった制度整えているところの問題ではなくて、もっと違う次元から議論していくべきではないかと思っております。全般的に議論が不足だと思っておりますので、私としては、今回は先送りですっきりと議論していくべきだと思います。

高野委員　うちの会派は厚生年金に加入していただきたいということで決めていただきたい。

大屋委員　提案ですが、議員発議は二人以上いればできます。そして提案しようという会派もあるし、継続審査というふうに考えている議員もいますし、反対の議員もいるんですが、二人以上整えば発議として成り立ちますので、これは議運で出すというよりも、議員が発議を出すというところでどうでしょうか。

森島委員長　今の大屋委員の発言に対して、何かご意見等ありませんか。

遠藤委員　発議をするのは議員の権利でもありますし自由な部分でもあります。それをどうこうするつもりはありませんが、先ほど本田委員からもお話があったように、同じ言葉になりますけれども、市民の声を拾うタイミングも私は必要だと思っておりますので、委員の皆さんから市民の声という部分でどういうお考えがあるか。全国でも814中283ということは、これ市民の声ですね。議員の出した答えであるわけでありまして。その辺についてほかの意見の皆さん、個人的な討論会ができればと思うんですけどいかがでしょうか。市民の声という考え方について、皆さんから意見があったら、私はお聞きしたいということです。

森島委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：51）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：54）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開します。地方議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、2月定例議会に議員発議があれば、そのようにさせていただくということで、議会運営委員会としては議員発議に任せるということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：55）

再 開 (11 : 05)

(4) 平成 29 年第 1 回議会報告会実行委員会について

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。日程第 4、平成 29 年第 1 回議会報告会実行委員会についてを議題とします。平成 29 年第 1 回定例会終了後の予算等の状況について、議会報告会を開催することとしております。参考までに、事務局が開催案を作成しておりますので、これをたたき台に検討願います。案について事務局に説明をさせます。

磯部議会事務局次長 (資料「平成 29 年魚沼市議会第 1 回議会報告会について (案)」により説明)

森島委員長 ただいま開催案について、事務局から説明をいただきました。今ほどの説明を踏まえ、今年 1 回目の議会報告会について、4 点ほど皆さんに確認と協議をしていただきたいと思います。1 点目は、実行委員会方式で実施することということで、実行委員は、原則、秋と同じ委員構成としたいと思っております。班編成は、私が 1 班の班長、2 班が遠藤総務委員長というような形の中で割り振り、やらせていただきたいと思います。このことについてはいかがでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)では、そのようにお願いします。2 番目として、第 1 回の実行委員会を 3 月 6 日に開催を予定しておりますので、委員の皆さん方からお集まりをいただいて運営方針を決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 3 点目であります。報告会の実施予定日は、5 月 8 日から 5 月 10 日までの間ということで、今ほど事務局から案を示されておりますが、これについても実行委員会で最終的には決めさせていただき、全議員に周知できるよう進めてよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)次に 4 点目ですが、開催場所について、次回の実行委員会までに地元選出議員で考えていただきたいと思いますので、ここにおられる皆さん方で、取り計りたいと思います。そんな形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、皆さん方のご協力をいただきながら、しっかりとした議会報告ができますようにご協力をいただきたいと思います。このことについて、質疑はありませんか。(なし)では、実行委員会の案内は、事務局のほうから委員の皆さんにお願いしたいと思います。

(5) 閉会中の所管事務調査について

森島委員長 日程第 5、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あて申し出をしたいと思っておりますが、異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。ほかにありませんか。(なし)なければ、本日の会議録は委員長に一任をお願いします。以上で、本日の議会運営委員会を閉会とします。

閉 会 (11 : 13)